○須高行政事務組合財産に関する条例

（昭和41年12月26日条例第８号）

改正　昭和52年６月15日　条例第３号

令和５年11月１日　条例第12号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、普通財産及び物品の交換、譲与、無償貸付等並びに行政財産の使用に係る使用料、無償貸付等に関し必要な事項を定めるものとする。

（普通財産及び物品の交換、譲与、無償貸付等並びに行政財産の使用に係る使用料、無償貸付等）

第２条　普通財産及び物品の交換、譲与、無償貸付等並びに行政財産の使用に係る使用料、無償貸付等については、須坂市財産に関する条例（昭和39年須坂市条例第14号）の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和52年６月15日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年11月１日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。